

一般競争入札による県有地売却について（公告）

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付す物件

番号	所在地	地目	地積（実測）	参考価格
1	韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	宅地	7,143.65 m ²	78,580,000 円
2	南アルプス市川上字榎田 306 番 6	宅地	1,852.42 m ²	19,450,000 円

※ 参考価格とは、入札に参加するに当たり、価格の目安を立てることが難しいことから、参考としてお示しするものです。

2 入札、開札の日時及び場所

番号	入札日時	入札・開札の場所	開札日時
1	令和7年8月27日（水） 午前10時	丸栄ビル 2階 202会議室 （甲府市丸の内2-16-4）	入札後、 即時開札
2	令和7年8月27日（水） 午後1時30分		

3 現地説明の日時及び場所

番号	現地説明の場所（物件の所在地）	現地説明の日時	
1	韮崎市旭町上條南割字外御勅使 3314 番 14	令和7年7月30日（水）	午後1時30分
2	南アルプス市川上字榎田 306 番 6		午後3時

4 入札に参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- （2）政令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- （3）自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （4）（3）の②又は③に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- （5）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。

5 入札案内書の配付期間及び場所

（1）配付期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月20日（水）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

（2）配付場所

山梨県資産高度利用推進課（甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階、電話 055-223-1342）

6 入札参加申込の方法及び期間

(1) 申込方法

この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書兼受付書及び誓約書を申込期間内に山梨県資産高度利用推進課まで持参しなければならない。

(2) 申込期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月20日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

7 入札保証金、契約保証金及び違約金

(1) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。

(2) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付すること。

(3) 違約金

- ① 落札者が別に定める期限までに落札物件の売買契約を締結しない場合及び落札決定後、入札に参加する資格のない者であることが判明し、その入札が無効となった場合等は、入札保証金は違約金として県に帰属する。
- ② 落札者が別に定める期限までに落札物件の売買代金を納付しない場合は、契約保証金は違約金として県に帰属する。
- ③ 落札者が9の(3)の用途制限に違反した場合は、違約金として別に定める金額を県に支払わなければならない。
- ④ 物件番号3の落札者が9の(4)に定める条件に違反した場合は、違約金として別に定める金額を県に支払わなければならない。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効な入札として掲げる入札書は、無効とする。

9 その他

(1) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 用途制限

- ① 落札者は、契約締結の日から5年間、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら落札物件の所有権を第三者に移転し、又は落札物件を第三者に貸してはならない。
- ② 落札者は、落札物件を暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら落札物件の所有権を第三者に移転し、又は落札物件を第三者に貸してはならない。

(4) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

10 問い合わせ先

資産高度利用推進課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館4階 電話 055-223-1342